

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案
に対する意見提出者の一覧
(債権保全措置に係る規定の変更関係)

(受付順、敬称略)

意見提出者 (計 1 件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 21 年 12 月 17 日	有限会社 ナインレイヤーズ	取締役	菊池豊

意見書

平成 21 年 12 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会長 あて

郵便番号 782-0003

(ふりがな) こうちけん かみし とさやまだちょう みやのくち 185 ばんち
住所 高知県 香美市 土佐山田町 宮ノ口 185 番地

(ふりがな) ゆうげんがいしゃないんれいやーず とりしまりやく きくちゆたか
氏名 有限会社ナインレイヤーズ 取締役 菊池豊

電話番号

電子メールアドレス

平成 21 年 11 月 17 日付け情郵審第 3017 号で
公告された接続約款の変更案に関し、意見を提出します。

・債務の履行の担保を求める要件の見直し（第 77 条の 3 第 1 項）について

事業者にとっては担保を求められる可能性があるのかどうかを、事業者側で事前に知ることができること、すなわち予見性の有無が重要です。このためには、あらかじめ基準が明らかになっていて、かつ NTT 東西が基準に基づいて処理をしているかどうかを客観的に判定できる必要があると考えます。また、NTT 東西においても、基準が単純・客観的かつ明確である方が、処理に要する負担が軽減されると考えます。

今回の変更案では、NTT 東西の定める事項が増加するので、担保を求められる可能性について事業者側で予見することがより一層困難になると思います。

むしろ、判定基準から NTT 東西の定める事項を排除し、より客観的かつ機械的な判定を可能にする方が望ましいと考えます。

もしくは、NTT 東西の定める事項が判定基準に入る場合には、できるだけ客観性の高く単純明快な基準を使うことや、判定処理について担当者の恣意性や

判定のゆらぎが発生しないような制度とすることが望ましいと考えます。

・ 預託金等の軽減（第 77 条の 3 第 8 項）について

一般の営利企業においては、月末に決済が行われるのがほとんどと思います。この場合、負担額が 3 ヶ月に軽減されても、月の途中で支払期限が来るため、事業者によってはむしろ資金繰りが難しくなることが予想されます。よって、事業者側がどちらかを選択できるようにするのが良いと考えます。

変更案を拝見した限りでは、事業者が選択できるように読めましたが、念のためコメントいたしました。